

令和6年 7月 31日

質 問 事 項 ・ 回 答

自転車等駐車場の管理運営業務受託者募集（ミナミエリア（VI期））

大 阪 市 建 設 局

番 号	質 問 事 項	回 答
1	募集要項 P.1 2 ・原動機付自転車及び自動二輪車等のバイクの設置は可能でしょうか。	不可とします。
2	募集要項 P.4 5(12) ・利用料金収入想定額は類似駐輪場の収入を参考に算出されている金額でしょうか。 参考にされている類似駐輪場がある場合、その駐輪場の過去3か年の収入実績をご教示ください。	本市の算定基準に基づいて算出しています。
3	募集要項【別添資料2 計画図】 ・本計画地の完成舗装面はどのような状態でしょうか。 (駐輪機器設置部分はコンクリート仕上げか否か。) ・本計画地に街路灯等の照明は設置されるのでしょうか。	本計画地は、コンクリート舗装になります。 照明灯は、別紙の赤色で囲っている箇所に設置しています。
4	募集要項 1P 3事業期間 「供用開始時期等の詳細については、業務受託者として決定した後、本市と協議を行います」との記載がありますが、事業実施期間が変更となる場合は、納付金等の調整も協議事項となるという解釈で宜しいでしょうか。	募集要項「6 納付金」に記載のとおりです。

5	計画平面図 平面図に記載されている柵の設置個所について、添付図面に記入箇所の柵の設置は、貴市の計画上、どのような目的で設置されているのでしょうか。 当社としましては、設置台数の確保の為、柵の設置が必要不可欠でなければ、柵がない方が望ましいのですが、協議にて変更となる可能性はありますでしょうか。	大阪市の設置基準に基づいて柵を設置しているため、協議による変更は不可とします。
6	募集要項 1 p 2 「新設予定台数」について、精算機 2 台・40 cm 間隔で駐輪機配置すると 207 台となります。精算機を 1 台・40 cm 間隔にすると 209 台になりますが、利用者の利便性に配慮して精算機 2 台・40 cm 間隔・207 台で提案することは可能でしょうか。	精算機による台数の減少については、本市と協議のうえ判断します。
7	募集要項 2 p (5) キャッシュレス決済対応について、対応するキャッシュレス決済の種類・数は任意という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 キャッシュレス対応等の精算機の設置については必須としておりませんが、利用率向上のための取り組みとして、事業運営を実施してください。
8	募集要項 3 p (6) 「自転車の規格によらず使用できる駐輪器具等」(以下、バリアフリー区画という)について、提案台数は 1 台以上で任意という理解でよろしいでしょうか。なお、道路交通法上の自転車(軽車両/普通自転車)とは、「長さ 190 cm 以内、幅 60 cm 以内の四輪以下の車両」を指しますが、バリアフリー区画の横幅を 60 cm に設定すると貴市の想定する新設予定台数 209 台の確保が困	お見込みのとおりです。

	難になると思われます。バリアフリー区画であっても、駐輪できる自転車の横幅は 40 cm までとして計画して問題ございませんか。	
9	募集要項 3 p (9) プリペードカード並びに回数券等の提案は任意という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	電気・通信の引き込みについて、関係各所との協議の結果架空可能であれば架空配線してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。